

船行第458号

平成23年9月29日

船橋市監査委員 様

船橋市長 藤代孝七

平成22年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成23年2月18日付にて船橋市包括外部監査人から提出された平成22年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見については必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しております。

頁	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
13	I 1(1)①	意見	国民健康保険料の収入済額135億2,841万円から還付未済額1,976万円を差し引いた135億865万円が国民健康保険料の適正な収入金額である。このような表示方法は、全国的に概ね同じ表示方法ではあるが、一般的には分かりにくい決算書の表示方法となっている。この点については、還付未済の金額だけを決算処理の最終時点で、国民健康保険料から諸収入(雑入)に振り替えることにより、国民健康保険料の適正な金額が「収入済額」に表示され、明瞭性が決算書上でも高まることになるため、このような決算処理過程での会計処理方法については、検討に値するものである。	監査時点と同じ。	今後、国などから変更等が示された時点で決算処理方法について検討していく。
17	I 1(1)③	意見	船橋市の場合「平等割」を導入していないため、「応益割」が影響するのは「均等割」のみであり、他都市のように「均等割」及び「平等割」のふたつに影響する場合と相違する。さらに、「応益割」の割合については、国が50%を基準としているが、船橋市の場合前述のとおり、「応益割」が影響するのは「均等割」だけであることもあり、市担当課によると、国民健康保険料に占める「応益割」の割合は、25%と低いものとなっている。また、市担当課によると、「所得割」の保険料率も他都市と比較して低いものとなっているが、「応益割」の割合を高くすることで保険料を見直す必要があるものとしている。平成22年度の制度改正により、「均等割」の軽減が「応益割」の割合によらず拡大されたが、保険料水準を他都市と同様な水準に見直す検討が必要であり、その検討過程では、国が示す「応益割」の割合50%を実現することを考慮すると、「平等割」の導入についても検討する必要性が生じてくる。なお、「応益割」の割合や保険料賦課方式のあり方については、千葉県財政安定化支援方針の中でも大きな検討課題とされていることから、その動向も踏まえて適切に対応されることを期待する。	監査時点と同じ。	国や県の動向を注視し保険料率について検討していく。
18	I 1(1)③	意見	保険料の賦課方式等に関連する課題は、監査における資料の分析やヒヤリングの過程で把握できたものであるが、市担当課はこれから他都市との比較を十分に実施し、今後一層、市民に対して説得力のある説明を行うことが求められているものとする。その理由として、船橋市の国民健康保険事業特別会計に対する一般会計からの繰入金が他市と比較して大きい事実があるからである。市担当課としては、一般会計繰入金の高さに対する認識は十分に有していた。そうであれば、その原因のひとつとしての保険料の水準のあり方に関する課題について、その解消に向けた道筋なり手法なりを戦略的に描くことが求められているものとする。	監査時点と同じ。	保険料については、市として多角的な視点で検討していく。
21	I 1(2)②	意見	保険給付費の適正な水準を確保するためには、ひとつには病院及び診療所での適正な診察、処置及び手術等の治療並びに「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」の普及など薬剤等の処方合理性などが追求されるべきことである。病院等にかからないための予防行為に力を注ぐことも重要である。	保険証更新時などに希望カードの全員配布を行うなど、引き続き「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」の普及・啓発に努めるとともに、特定保健指導や受診勧奨等の事業の充実にも努めている。	国保連合会のシステムが整い次第「差額通知」を送付予定。
22	I 1(2)②	意見	職員数の把握に使用した資料は、「国民健康保険事業状況報告書(事業年報)」であるが、この資料により他都市の職員数を比較すると、職員数として集計する人員の範囲が都市によって相違することがあるということである。市担当課が自ら実施する事業の分析の手法として他都市比較を行う際には、このような統計上の問題についても、十分に留意する必要がある。また、当該資料は、各市が作成し最終的には国(厚生労働省)に提出した調査に基づいている。このような正式な調査にもかかわらず、統計データとしての比較が難しいほど、調査項目の集計範囲が統一されていない現実がある。調査資料の提出の際には、国や県からの十分な説明を受けることが重要である。	引き続き、国や県からの通知・作成要領等に基づき資料を作成している。	作成にあたっては、国や県から十分な説明を受ける。
23	I 1(2)②	意見	船橋市の職員数は他都市平均との比較で高い結果となっている。この結果を、国民健康保険事業の実施に当たって、職員数の適正なあり方の検討や給付水準のあり方に積極的に活用されることが求められているものとする。今後、国民健康保険課においても、他都市比較の重要性を認識して、必要資料の収集や分析等を行っていく方針であるということであった。このような分析が、保険料の水準や給付の状況、事務管理費等に対する改善に結びつくことを期待するものである。	引き続き、他都市の資料を収集・分析し比較検討した結果を活用する。	左記のとおり措置済み。
27	I 1(3)④ア	意見	国民健康保険料という税外収入に対する債権の回収を、市税の滞納債権も含めて全庁的に実施することができる債権管理条例の制定とその履行を期待するものである。特に市税未収債権の回収ノウハウを全庁的に展開する新たな契機にすることや実質的に回収不能債権等に対する効率的で効果的な処理の導入等に債権回収条例は寄与するものとする。	平成23年度9月議会において制定された債権管理条例に基づき、現在準備中である。	条例に基づき対応していく。
27	I 1(3)④ア	意見	一般会計繰入金は、決算上、収入と支出のいわゆる赤字に対して、一般会計からそれを埋め合わせるために支出されるものである。少しでも多くの滞留債権(滞納繰越分の収入未済額)が入金されると、その一般会計繰入金の額もその分少なくて済むものであることを十分に認識するべきである。債権回収の目標管理のひとつとして位置づけられることを要望する。	滞納繰越分の収納率向上は、一般会計繰入金の減少に直結するとの認識の下、滞納整理を行うとともに、現年分の収納率向上により、滞納繰越額を増やさない事を目標としている。	左記のとおり措置済み。

頁	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
28	I 1(3)④イ	意見	一般会計繰入金の額を削減するためには、療養の給付等の給付費を適正な水準にすることが必要である。診療報酬明細書(レセプト)の点検業務について、これまで非常勤職員が行っていたものを平成22年度から専門の民間事業者に対する業務委託を実施している。これも保険給付費の適正化につながるものと期待される。また、療養給付費のうち、薬剤等については、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」の使用促進が期待されることである。市も全庁的な施策としてさらに後発医薬品の普及促進を図ることが期待されているものとする。	医療費通知及びレセプト点検業等による医療費の適正化を図っている。また、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」の普及については、保険証更新時などに希望カードの全員配布を引き続き行っていく。	左記のとおり措置済み。なお、国保連合会のシステムが整い次第、後発医薬品差額通知を送付予定。
28	I 1(3)④ウ	意見	船橋市の保険料水準の他都市比較の結果等も重要な考慮事項として取り扱われるべきである。仮に現在の一般会計繰入金のうち基準外繰入金を保険料の水準に上乗せした場合、単純平均として被保険者1人あたり、23,774円の上乗せで基準外繰入がなくなる計算となる。これまで詳細には議論されてこなかった一般会計繰入金のうち基準外繰入金(原資は市税等収入)の課題を明瞭に認識し、受益者負担原則を再度議論すべきことを述べるに留めることとする。	監査時点と同じ。	国や県の動向を注視し保険料水準を引き続き検討していく。
42	I 2(1)③ア(ウ)	意見	本来、徴収するはずであった国民健康保険料が時効により徴収できなくなる事態を減少させることが公平性等の面でも必要である。現在、平成26年度の導入を目指して税・社会保障制度の共通番号制度が政府で検討されているが、この動向を念頭に置きつつ、市として実施できる未加入者の捕捉策について、国民年金課を始めとする市の他部署が保有する情報等を活用することも含めて、具体的に検討し実行することを要望する。また、他の社会保障制度に加入したこと等により国民健康保険から離脱すべき者が適時に離脱手続を行わなかった場合、その事実が発覚した時点で、本来、離脱すべき時点からの国民健康保険料を返還(返金)するとともに、その期間において給付された国民健康保険事業からの負担額を請求する必要がある。現状では、このような者を捕捉することは極めて難しいが、現在、国が検討している税・社会保障制度の共通番号制度の動向を踏まえて、捕捉策を継続的に検討することを要望する。	現在、国民健康保険の資格の得喪については、市のホームページ、広報等により届け出をするように周知している。	社会保障・税番号制度に関する国の動向を注視し捕捉策について検討していく。
46	I 2(1)③イ(イ)	意見	電算委託料の積算に含まれていない項目に関する支出の一定割合分については、国民健康保険事業特別会計の負担分が過少となっている。電子計算機の使用料や関連する委託料については、一般会計からの繰入金により充当されており、被保険者の保険料の算定には影響しない。しかし、現状のままであれば、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金の額にも反映されないものである。今後、国民健康保険事業の事業費の総額を決算書において明示するとともに、会計間の負担関係を明確化するためにも、国民健康保険事業が負担すべき項目を洗い出し、負担割合の按分基準等を検討した上で、国民健康保険事業特別会計において適正な負担を行うことを要望する。	電気料金、通信料等一括で支出している経費は算出が困難なため委託料の積算に含んでいない。	技術的に個別割合の算定が不可能な経費を除き、できる限り正確な積算額を算出できる方法を研究する。
48	I 2(1)③イ(ウ)	監査結果	電算処理委託料について、予算の段階においては、過去の平均値等を用いて見積りに合理性が見出されるものの、決算の段階においては、実態に応じた国民健康保険事業の負担額を求めため、可能な限り当該年度の実績を反映した振替額とすることが必要である。試算結果を踏まえ、より実態に合った振替額とするために、可能な限り当該年度の実績を反映した委託料を算定されるよう検討されたい。	前年度及び前々年度の実績額を用いて委託料を見積もっている。	当該年度の決算見込み額を算定基礎に組み込む、または、当該年度上半期分の実績額を算定基礎に組み込むなどの工夫を行い、精度の高い委託料算定が可能な方法を導入する。
48	I 2(1)③ウ	意見	市においては、国民健康保険被保険者証の発行、封入及び発送業務を外部に委託している。その際、毎年度、4月から6月までの契約については前年度の委託業者との間で随意契約とし、7月から翌年の3月までの期間を指名競争入札にて契約業者を選定している。契約の期間を2つに分ける理由として、昨今、国民健康保険事業の制度改正が頻繁に行われ、毎年4月頃に、被保険証の変更を伴う制度改正が急遽行われることが多いことを市担当課は挙げている。確かに、後期高齢者医療制度の廃止を控え、様々な法改正が想定されるが、しかし、今後、制度改正が落ち着いた時点においては、契約を分けることなく、原契約の変更により対応することが可能である。加えて、船橋市における被保険者証の発行は8月を基準として行われており、本来は、7月から翌年度の6月までを期間として複数年度契約とすることが実態に沿うものとする。一般的に、予定数量が大きいほど、スケールメリットを生かした単価の引き下げ余地は相対的に大きくなる。競争性をより高めるとともに、契約の透明性を向上させるためにも、契約方法を見直し、契約期間を2つに分ける合理的な理由が特になければ、契約期間を分割することなく、単一の契約を対象に競争入札を行うことを要望する。	監査時点と同じ。	報告書記載事項にもあるように制度改正が頻繁に行われており、国や県の動向を踏まえ、契約方法について継続して検討していく。

頁	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
52	I 2(1)③エ (イ)	監査結果	随意契約理由として示されている8項目を見ると、本来は仕様書に要件として示した上で競争入札に付すことが適当なものが多いとされており、特に、8項目目の「船橋市での納付処理業務の実績実績があること。」は、随意契約理由としては根拠を有しない。また、市の国民健康保険料納付書においてコンビニエンスストアでの収納処理が開始されたのは平成17年度のことであり、現在では、他団体においてもバーコード処理された納付書の活用が広がっている実態がある。平成23年度の契約に際しては、競争入札を前提とした適正な契約事務を進められたい。また、平成24年度以降の契約においても、随意契約とする相当の理由がない限り、競争入札とされたい。	平成23年度は、当初納入通知書と納付書を同封して発送することとし、その処理業務委託は競争入札を実施した。	次年度以降も引き続き入札により、処理業者を決定していく予定である。
52	I 2(1)③エ (ウ)	意見	契約準備行為に時間的制約がある場合には、これを理由として安易に随意契約を行うことなく、債務負担行為という予算方式を採用して議会の承認を得た上で競争入札とすることを要望する。また、委託業者においてシステム対応のための初期投資等が存在する場合には、複数年度にわたり継続的に業務を行うことに合理性を有するような場合においては、単年度で随意契約を継続するのではなく、債務負担行為として議決した上で明確な複数年度契約を行うことを要望する。なお、本件は、国民健康保険料納付書処理業務であるが、督促状処理業務等のような類似の委託業務全般においても、同様の問題が生じていないかどうかについて見直しを行うよう、併せて要望する。	平成23年度納付書処理業務委託については、契約方法を見直し、債務負担行為は設定しなかったものの競争入札とした。督促状処理業務委託については、収納代行業者の切替に併せ競争入札とする予定。平成23年度より催告書処理業務についても、委託により処理することとなったが、指名競争入札により業者を決定した。	次年度以降も引き続き入札により、処理業者を決定していく予定である。
61	I 2(2)③ア	意見	収納の安定性等の観点から今後も口座振替への勧奨は必要である。特に、市では平成22年度現在、納付書等を送付する際、口座振替依頼書を同封するなどして口座振替励行策を実施しているということであるので、その効果に期待したい。また、市は、特に収納率向上に有効な手段は口座振替による納付であると考えているが、他の自治体の状況などを見ると、口座振替の利用率はある一定の割合に達すると高止まりする傾向がある。そこで、その他の収納方法についても常に検討しておく必要がある。新たな納付方法の導入に際しては、全体的な費用対効果と納付促進効果の両面を勘案して十分に検討していくよう要望する。	今年度も当初納入通知書に口座振替依頼書を同封し、本庁及び各出張所での窓口での勧奨案内を行っている。また、ペイジー口座振替受付サービスを8月に導入した。	左記のとおり措置済み。収納率向上には口座振替が有効的であると考えているが、今後も他の効果的な収納方法についても検討していく。
61	I 2(2)③イ	監査結果	市における延滞金の徴収は徹底されているとは言い難い。条例上、延滞金の納付義務は保険料の納付義務者に課されているが、延滞金額や納付期日が知らされなければその義務を履行できないのが現実である。したがって、市の側にも延滞金についての情報を納付義務者に知らせる義務が当然にある。また、延滞金を払わない場合、納期限までに納付した被保険者との間に不公平が生じ、さらには延滞金を課されることによる滞納への抑止効果、早期の納付意識醸成にも悪影響が生じる。したがって、延滞金は滞納保険料が納付された時点で算定され、本人に適時・的確に知らせることが求められる。延滞金は2,000円未満の保険料の滞納額では発生しない。また、延滞金を課することによる保険料自体の収納率への影響や延滞金の滞納整理事務の発生など新たなコスト要因も考えられる。そうであるからこそ、延滞金の算定手法(システム整備を含めて)を整備することにより、効率的で効果的な延滞金の算定、賦課及び徴収方法を検討されたい。	平成23年5月の新システム導入に伴い、滞納処分を行った滞納者に対し延滞金を徴収している。	左記のとおり措置済み。なお、平成23年9月に制定された債権管理条例に基づき対応する。
62	I 2(2)③ウ	意見	延滞金は滞納保険料が納付された時点で、延滞金の始期と終期を決定し、その調定行為を前提にして、相手方に対する賦課行為が実施されるのであり、調定は賦課の前提である。したがって、会計処理としての延滞金の調定は、滞納保険料が納付された際に速やかに行われるべきものである。しかし、現状では担当課の執務として、延滞金の徴収が徹底されておらず、調定さえも行われていない。それは、決算上計上すべき「諸収入」の「延滞金」に「調定金額」や「収入済額」が計上されないことを意味する。その結果として、本来あるはずの「収入未済額」という未収金の算定や把握さえも行われていないということである。延滞金は、保険料の公平負担の面でも重要な賦課金であり、その趣旨を市担当課として十分に検討すべき時期に来ていることを認識すべきである。	平成23年5月の新システム導入に伴い、滞納処分を行った滞納者に対し延滞金を徴収している。	左記のとおり措置済み。なお、平成23年9月に制定された債権管理条例に基づき対応する。
63	I 2(2)③エ	意見	市の現年度分滞納者、特にまだ滞納が1期あるいは2期分しかない被保険者への対応はあまり積極的に行われていないのではないかと考えられる。この言わば「滞納初心者」への対応は、事後の滞納整理事務を軽減し、さらには収納率の維持向上にも貢献していくものと考えられる。そのため、こういった被保険者に対しては1期及び2期の滞納初期時点で電話による納付依頼、または相談を積極的に行い、「悪質な滞納者」になることを未然に防止すべきである。市は、既に現年度分の滞納者を重点的に臨戸訪問の対象として実施しており、また、電話による納付指導の強化も検討中であるということである。このような取り組みは確実に実行に移すことを要望する。	平成23年7月より、初期滞納者を対象に電話催告を行うため、非常勤職員を採用し業務を開始した。	左記のとおり措置済み。

頁	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
63	I 2(2)③オ	意見	滞納した時に最初に届く督促状は非常に重要であるが、市における現行の督促状の裏側に記載されている注意事項は、極めて控えめな印象を受ける。督促状の注意事項には、保険料を滞納した場合、延滞金が発生してしまうということ、医療サービスを受ける際には一旦全額自己負担になるということ、事情がある場合には納付相談を受けることの3点は少なくとも明示することを要望する。また、滞納を継続している世帯に対する通知は、督促状や次の催告書、更に2回目の催告書等々、段階が進むに従って様々な工夫をしている自治体も存在する。その効果も勘案し、先進事例は積極的に調査し、市担当課として受け入れるべきものは進んで導入することを検討されるよう要望する。	平成23年5月の新システム導入に伴い、督促等の発送文書は全面的に見直しをし、催告書については、納付書を兼ねた形に変更した。ただ、一括処理により印刷しているため、個別に催告書の文言を変更することは難しいので、滞納が重なってきた場合には短期予告通知、資格者証予告通知、差押え予告及び分割納付不履行者には不履行通知等滞納状況に合わせた通知を行っている。	左記のとおり措置済み。
65	I 2(2)③カ	意見	市では、被保険者の要望がある場合のみ、過誤納金を納期未到来の保険料に充当することとしている。しかし、国民健康保険料で予定されている過誤納金の金額はそのほとんどが少額といって差し支えない金額であると考えられ、過誤納が発生した場合、原則的に充当を行うことの方が還付事務の煩雑さを考慮すると合理的な選択である。それは、行政内部の事務処理の簡素化にも寄与するものと考えられる。また、過誤納の被保険者にとっても、口座の指定や次回の納期限の保険料の支払いとの関係を考慮すると、被保険者にとっても便益となるものと考えられる。したがって、年間の保険料が確定し、被保険者に対して通知を行う際に、その通知の中に「過誤納が発生した場合には原則として期限到来・未到来を問わず、納付すべき保険料に充当します。」という文言を明記することを前提に、過誤納は未収金(期限の到来した保険料)だけでなく、期限未到来の保険料に対しても充当することを原則とすることができるかどうか、総合的な観点から検討を促したい。	監査時点と同じ。	期限未到来分に充当することについては、本人の同意が必要と考えるため、適正な方法を検討していく。
66	I 2(2)③キ	意見	休日臨戸は、その場で集金したり、後日の納付を促したりする以外にも、保険証の返戻や社会保険の加入状況調査など、実態調査的役割もある。しかし、上記の結果を見る限り、年4回の休日臨戸の効果は薄いと云わざるを得ない。また、非常勤職員による臨戸や電話による納付依頼が行われている以上、代替できる部分もあると考えられる。したがって、休日臨戸については、その実施の内容や方法について検討を実施されるよう要望する。	平成23年度においても、4回の休日臨戸を実施予定である。	普段納付折衝を行わない職員に滞納担当の職員が同行することにより、折衝方法を学び、通常業務の中でも納付勧奨できるようになる効果はあると考えている。今後もいろいろな方法を検討していきたい。
68	I 2(2)③ク	意見	資格証明書の交付要件には収入基準が入っているため「所得不明」の滞納世帯については、すべからず資格証明書が交付されない。所得が不明であるために交付要件に該当せず、資格証明書が発行されないこととなるのは不合理と云わざるを得ない。国民健康保険は、保険料の算定において、また、減免などの様々な措置によって、既に所得の状況等は制度的に斟酌されているのであり、滞納については、所得の状況に拘わらず等しく扱われるべきである。また、千葉県内の他の同規模の自治体においても資格証明書の発行要件には収入基準を入れていない場合が多い。したがって、収入基準は必要なく、納付相談の有無を柱とした資格証明書の交付要件に変更することも検討されるよう要望する。	監査時点と同じ。	短期証の判定基準と併せ、今後資格者証の判定基準についても検討していく。
70	I 2(2)③ケ	監査結果	滞納整理事務における納付相談では、被保険者と分割納付の誓約を交わすことがある。しかし、市ではこの分納誓約を交わした後の履行状況などを十分に管理できていない。一度でも分納を約束した被保険者には一定の納付意識があると考えられるため、仮に分納が滞ったとしても、再び始めから他の滞納者と同じように対処するのではなく、早期に再相談できる体制を整えるべきである。また、滞納者に対処する方法を検討する場合に、その滞納者の属性を分析することがあるが、その際には、通常は、滞納残高別、滞納期間別あるいは所得別等に分類して滞納者の属性分析を行うことが多い。この属性分析の中で、滞納者が再び納付するかどうかという、滞納者の納付の意思を勘案することも重要な項目のひとつと考えるが、現在の属性分析にはそれに関する項目はない。したがって、滞納者の納付意思の程度によっても戦略的に対応できるよう、分納誓約の履行状況を十分に管理し利用されたい。	新システムの導入に伴い、分納履行状況の把握ができるようになった。9月より抽出により不履行通知を発している。	左記のとおり実施済み。属性分析については検討していく。
71	I 2(2)③コ	意見	今後も、収納率の向上及び保険料納付の公平性の両立を目指し、滞納処分などの業務の増加に対応すべく組織的に検討していくことを要望する。また、市税の滞納と国民健康保険料などの滞納が多重に発生している事例も多いことから、債権回収対策室と連携を維持し、その回収ノウハウを吸収してさらに高めながら、国民健康保険料の滞納対策を組織的にも強化することが望まれる。	保険料滞納者の滞納処分は、債権を移管した債権管理課によるものが大半を占めている。	今後は組織強化を図り、国民健康保険課での迅速な滞納処分にも対応していく。

頁	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
84	I 2(3)③ア	意見	給付関連支出が増大していく昨今の情勢に鑑み、レセプト1件につき定額の報酬ではなく、業務委託の中で実施される再審査により達成される減点額の水準または規模に応じた報酬制度(成功報酬型)にすることも検討する価値が高い。なぜなら、当該成功報酬型にすることで、事業者の業務実施結果に対する関心を高め、その意欲を引き出すことができるからである。また、その結果、不必要な給付の削減を求める社会的な要請にも応えることができるものと考えられる。市では本委託業務を平成22年度から開始したばかりであるため、委託事業者にとってどのようなインセンティブがふさわしいのか、また、委託事業者の専門性の高さをどのように評価すべきであるのかなど、今後とも契約内容等について研究するよう要望する。	平成22年度より実施したレセプト点検の業務委託では、単月点検、縦覧点検を実施している。	委託事業者の専門性の評価については他市の状況等を精査したうえで検討していく。
85	I 2(3)③イ	意見	高額療養費貸付制度の未償還分の中には、長期間未回収の状態で見越されているものが散見された。これらの中には、既に借受人が死亡している場合も多数認められ、部分入金も全くないのが実態であり、今後の回収が不能と判断されるものが多かった。債務者が死亡した場合には、その相続人に対する調査を行うことも検討されたい。今後において、長期延滞債権の回収方法については市税の回収ノウハウを導入し、その手続き等を明文化するよう要望する。長年にわたる延滞債権については、債権回収対策室へ移管を行う等、専門的かつ効果的な回収対策を実施することも検討されたい。	監査時点と同じ。	未償還金については、債権管理課と協議をしながら対応する。
85	I 2(3)③ウ	意見	出産育児一時金に係る貸付金は、平成21年10月から実施されている直接支払制度により、実際の利用者は激減している。この点については当該貸付制度の効果について実態分析を行う必要があるものとする。また、長期延滞債権については、市税の回収ノウハウを導入することも検討されるよう要望する。	貸付制度は、出産の直接支払制度を利用できないケースもあるため必要と考える。	未償還金については、債権管理課と協議をしながら対応する。
86	I 2(3)③エ	意見	特定保健指導を受けた人員等の実績からすると、平成22年度以降、特定健康指導の体制として、現在のような職員数を確保する必要があるのか、適正人員について再度検討を行い、また、指導実績を向上させるための手法を検討されるよう要望する。	監査時点と同じ。	平成23年度より段階的に委託化を進めて人員の適正化に努めるとともに、特定保健指導の実施率向上についても今後検討していく。
87	I 2(3)③エ	意見	制度の趣旨は、毎年度の受診者数を増加させ、それらの実施率を目標値まで高めることにより、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を長期的に減少させ、その結果として医療費の増加に歯止めをかけて、特定診療費の減少を目指すことにある。そこで、今後とも、より受診者等の増加を図るためにより効果的な広報活動及び指導方法等の改善に努めるよう要望する。	周知方法として、毎月の広報、受診案内の送付、保険証更新の際の案内文の同封、町会等のちらしの回覧、市内医療機関等のポスターの掲示等を活用している。	今後も健診受診率、保健指導実施率向上を目指し、周知、内容の充実を図る。
87	I 2(3)③オ	意見	第三者行為により保険給付を行ったときに取得する損害賠償請求権(求償権)に係る損害賠償金の徴収、収納事務については国保連に委任しているが、国民健康保険事業の実質的な債権として、未回収(未完了)の求償権がどの程度あるのかを把握することは保険者として必要である。現在、委任した個々の事案については、手書きの台帳に記録し、完了の有無等を管理するとともに、不定期に国保連より未完了事案の一覧を入手し、照合しているとのことである。しかし、監査時点(平成23年1月)においては、未完了事案の一覧は破棄されており、台帳との照合作業が適切に実施されているか確認することはできなかった。今後、定期的に未完了事案の一覧を入手するとともに、手書き台帳上に照合した結果を記録するとともに、未完了事案の一覧を併せて保管する等、明瞭な形で管理を行うことを要望する。	国保連合会に求償権の未回収分を文書にて送付してもらい確認しているところだが、毎年継続的に処理をしていく。	継続的な管理方法について検討していく。

頁	項目			区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
109	Ⅱ	2	(1)③ア	意見	資格給付係の行う資格の異動に関する業務は保険料係の行う賦課業務と密接につながるため、今後、組織体制の運用の面で十分な連携が維持されるよう留意を促したい。	資格給付係で基本となる資格台帳(システム)を作成し、その台帳に、それぞれの業務担当者が入力して情報の共有を図っている。	資格給付係で基本となる資格台帳(システム)を作成し、その台帳に、それぞれの業務担当者が入力して情報の共有を図っている。
110	Ⅱ	2	(1)③ウ	意見	前年度減免対象者へ減免制度に関する通知を個別に行っており、その通知の効果は大きいと言える。ただし、保険料の減免は徴収猶予の手続きを踏んだ上で行われる。そのため、すでに徴収猶予の手続きが進んでいる者に対しても改めて送付する必要性については検討が必要である。納入通知書に記載することで注意喚起するなどの代替的な手法も考慮し、費用対効果の検討をその都度行う必要がある。	個別に減免制度の案内書を送付した。(H23年6月実施)	徴収猶予は、所得の激減した方のみ行っている。今後も、対象者が高齢であることを踏まえ、前年度対象者全員のうち、低所得事由の者には、申請忘れによる不利益を防ぐため、案内書を送付していく。
111	Ⅱ	2	(1)③エ	意見	納付書の送付は、年間の納付書を送るのではなく、各期別に送付している。これは、年度途中で特別徴収へ切り替わることで、被保険者が高齢者であることから、紛失と納付忘れを避けるためということである。市は普通徴収から特別徴収への切り替えのタイミングを年6回としている。平成18年度までは年4回としており、また、他市の状況でも年4回としている中、特別徴収へ切り替えるタイミングが多いことは、収納率の向上につながる一方、その分市の切り替え作業は増えることになる。介護保険料の納入通知書及び納付書の一括送付について、費用対効果を検討の上、年間分の送付を行うことも検討されるよう要望する。	年度当初の時点では、誰がいつ普通徴収から特別徴収に切り替わるか把握できないため、一括での納付書送付は行っていない。	年度当初の時点では、誰がいつ普通徴収から特別徴収に切り替わるか把握できないことや、払い忘れ・滞納を未然に防ぐことから、今後も各期別に納付書を送付していく。
112	Ⅱ	2	(1)③オ	意見	納入通知書等の印刷・発送業務委託契約の随意契約の理由としては、予算要求時に仕様書を基に3者見積もり合わせをした結果、介護保険課の提示した作成・発送スケジュールに対応できる業者が1者のみであり、特殊な業務内容と時間的な制約があるためとしている。しかし、随意契約の理由としては、経済性の観点から十分に合理性があるとは言えない。現在の随意契約に実質的な理由があるのかどうかについて再度検討されることを要望する。	今年度から、スケジュールによる制約がないものについては、随意契約から郵便による競争入札による契約を行った。(H23年4月実施)	今後も郵便による競争入札等による契約を予定している。
117	Ⅱ	2	(2)③ア(イ)	意見	市は、延滞金を賦課する際に、条例で督促に関する規定を定めていない。この点については、国から示された条例参考例を基にしているということである。一方、地方自治法では、督促をした場合には延滞金を請求できるとしている。また、介護保険法では、支払基金が医療保険者に対して督促をした場合に延滞金を請求できる旨の規定を置いている。延滞金の賦課は市民に対する不利益を与える手続きであることから、市担当課としては、延滞金を賦課する際に督促を行うという明文規定を条例上規定することにより、市民にわかりやすい事務手続とするよう要望する。	介護保険法第144条や財務規則第49条により、当該納期限後20日以内に督促状を発送している。	介護保険法第144条や財務規則第49条に基づき執行していく。
117	Ⅱ	2	(2)③ア(ウ)	監査結果	市では延滞金の徴収が行われていない。介護保険料(普通徴収分)は、定められた納期限までに自主的に納付すべきものであり、納期限までに納付した者との公平性を図るため、納期限後に納付する者に対して延滞金を徴収することを条例で規定している。介護保険法では延滞金の適用除外の規定を設けているが、市の条例でそのような例外的取扱いを定めていない以上、条例に基づく事務処理を実施していないことになる。このように延滞金の徴収を行わないことは滞納することに対する牽制効果を薄める結果となる。現在運用している介護保険システムでは、延滞金の計算が行われていない。来年度以降のシステム改修に際し、延滞金の自動計算ができる機能を織り込むことを検討し、予算要求をしているということである。延滞金賦課の趣旨を十分に認識し、早急な対応を要望するものである。	延滞金については、介護保険法第144条及び財務規則第50条に滞納処分の規定があることから、これまで運用として延滞金を徴収していない。	今年度に延滞金賦課に係るシステムを改修を進めている。
122	Ⅱ	2	(2)③イ(イ)	意見	過誤納額が発生し、還付金が発生しているが、還付手続き(口座振込のための書類の提出、または介護保険課窓口での現金還付)が行われずに翌年度に繰り越されるものにつき、決裁の上、翌年度の歳出として予算化している。しかし、当該予算額は、翌年度に繰り越された還付未済額の金額ではなく、過去の実績の伸び率、及び被保険者数の増加率により見込んでいた。還付金は被保険者から預っているものであり、還付することを前提とするならば、繰り越された還付未済額の残高を基準に予算設定するよう要望する。	繰り越し分の還付未済額を歳出予算化している。	繰り越し分の還付金は2年まで遡及して返還できるため、還付未済額をそのまま予算化しても不足が生じる可能性があることから、予算の積算にあたっては、2年間の繰り越し分に加え、過去の実績や日本年金機構からの特別徴収の還付分を加え予算化していく。

頁	項目				区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
122	Ⅱ	2	(2)③	イ(ウ)	監査結果	市は、過誤納に関する規定として、過誤納金の還付又充当の決定をした際、介護保険料過誤納金還付通知書または介護保険料過誤納金充当通知書を送付することを定めている(船橋市介護保険施行規則第21条の3)一方、還付加算金についての規定は設けておらず、またシステム上計算ができないことから、その算定を行っていない。しかし、市では上記介護保険料過誤納金還付通知書及び介護保険料過誤納金充当通知書の標準様式において、還付加算金の欄を設けており、還付加算金を想定していると考えられる。来年度以降のシステム改修に際し、還付加算金の自動計算ができる機能を織り込むことを検討し、予算要求をしているということであるが、介護保険料は地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入であり、当該歳入に還付等の必要が生じた場合には、上記のとおり、還付加算金を付して還付または充当する必要がある。また、そのためにも、計算の前提となる条件を明確化しておく必要がある。	これまで運用として加算していないが、還付金全件を検証したところ、還付加算金が算定されたケースはなかった。	還付加算金の算定についてシステム改修に着手し、条件等を検討していく。
124	Ⅱ	2	(2)③	イ(エ)	意見	過誤納金について、次の納期限の保険料に充当することができれば、還付金を受け取るための手続き(還付口座の申出、または市役所窓口での受取)が省略でき、また還付された後に再度納付する煩雑さがなくなるため、納付義務者にとっては便利であると考えられる。また、市としても、還付する事務作業及び振込料の負担等を勘案すると、納期限未到来の保険料に充当することは効率的でもある。また、還付未済金の残高管理を考えると、被保険者の資格が継続している者に対する還付未済分がなくなれば、資格喪失者の還付未済額の管理だけに特化できることになり、過誤納金の時効による処理額も減少することが期待される。このような実務に対して業務の効率性を勘案した場合、本人からの申し出がなくても、納期限未到来の保険料にも充当する手法も検討されたい。その際には、年度当初に送付する介護保険料決定通知書にて周知することが望まれる。	介護保険料に過誤納金が生じた場合、滞納保険料については介護保険法第139条第3項の規定により本人に還付する前に滞納保険料に充当し、また、納期未到来の未来分の保険料については地方税法第17条の3の規定により本人から申し出があった場合に限り充当している。	地方税法の規定により、今後も、本人から申し出があった場合に限り、納期未到来の未来分の保険料に充当していく。
124	Ⅱ	2	(2)③	イ(オ)	意見	資格喪失者分の還付未済額の処理において、過誤納金額のうち資格喪失しているものがある。被保険者が還付手続きを行わないと還付できないものであるが、本来、歳入として処理されるべきものではないため、相続が絡む場合の添付書類の見直しによる手続きの簡素化など、善後策を検討する必要がある。	市の住民基本台帳の情報で続柄が確認できるケースは、続柄を証明する書類の添付を省略し手続きの簡素化を図った。ただし、他市等確認できない場合には、申請者の方と本人の続柄を証明する戸籍謄本や住民票を添付をお願いしている。(H23年6月実施)	左記のとおり措置済み。
126	Ⅱ	2	(2)③	イ(カ)	意見	過誤納金にかかる決算時の処理について、還付金は本来、介護保険料として計上すべきものではないため、会計上も介護保険料から除く処理が必要と考える。当年度の介護保険料について還付金が発生し、それが未還付の場合は、決算時に介護保険料から雑入に振り替えることが望まれる。	介護保険料の還付金の還付請求期間である2年が過ぎると時効を迎えることから、そのまま介護保険料歳入として計上している。	『地方財務実務提要』において、過誤納金の還付未済の取り扱いについては、「収入済額の備考欄に『収入済額には過誤納金還付未済額〇〇円を含む。』と記入しておけばよい」と示されており、適正な処理と考えている。
126	Ⅱ	2	(2)③	ウ	意見	確定申告のための社会保険料控除額の通知の送付について、市では、本人から確定申告に必要な情報として社会保険料控除額の間合せがあった場合、翌年度以降は当該者から間合せがなくとも社会保険料控除額を通知する書面「納付確認書」を送付している。翌年度以降、依頼なく送付する点については、経済性の観点から見直しが必要であると考えられる。	保険者の責任として、また、高齢である被保険者が確定申告にあたって少しでも手続きの負担を軽減するため「介護保険料納付確認書」を送付している。	未申告の方もいることから、過去に問い合わせがあった被保険者に対しては、確定申告手続きの負担軽減のため「介護保険料納付確認書」を送付したいと考えている。
139	Ⅱ	2	(3)③	ア(ア)	意見	「介護保険料分納誓約書兼債務承諾書」の提出による給付制限適用除外の決裁について、支払の一時差止についても対象となっているもの場合、支払方法の変更と支払の一時差止の両方について決裁と支払方法の変更についてのみ決裁との二通りがあることから、支払方法の変更の適用除外の決裁のみでよとするか、あるいは同時に支払の一時差止についての適用除外も決裁するものとするか給付制限適用除外の決裁方法についての統一を検討されたい。	「分納誓約書兼債務承諾書」を提出し、それに基づき誠実に保険料の納付が履行された場合は給付制限の適用除外とした。(H23年4月実施)	左記のとおり措置済み。今後、適用除外の決裁にあたっては、「支払方法の変更」の決裁で処理をするよう統一を図る。
140	Ⅱ	2	(3)③	ア(イ)	意見	介護保険の給付制限及び制限除外に関する決裁文書を閲覧したところ、当該文書の決裁は、すべて課長決裁で行われていた。担当課としては給付管理業務の一つとして認識しており、税法上の滞納処分後の事務処理としているが、当該決裁は、事務決裁規程の「滞納処分」に係る事項にあたるものと考えられるため、最終的には部長決裁が必要であったと考える。重要な専決事項と決裁区分については特に、再度検討されるよう要望する。	介護保険料滞納による保険給付の制限業務は、税法上の「滞納処分」後の事務処理と整理している。	滞納処分に係る業務は、「督促」、「差押え」、「公売」、「交付要求」の業務であり、保険給付の制限業務は、税法上の「滞納処分」後の事務処理とし整理している。

頁	項目			区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
140	Ⅱ	2	(3)③イ		意見 生活保護の扶助をうけている被保険者が、福祉用具を購入した場合、生活支援課で一旦全額保護費より支払われ、その後、生活支援課からの申請により、介護保険課から生活支援課へ9割分を支払うことになっているが、平成21年度に介護保険課「居宅介護福祉用具購入費」で処理されているもののうち、平成20年度に生活支援課「介護扶助費」で処理されているものがあった。同じ案件について、両課で処理の年度がズレてしまうことのないよう、より適正な決算に向けて、特に年度をまたがってしまいそうな案件については、事前連絡や早めの申請等の対応により、処理年度を合わせるよう検討されたい。	生活支援課に対しては迅速な申請を依頼しており、特に事前に相談を受けた件は催促をしている。	引き続き、生活支援課との連携を高め、迅速な業務遂行に努める。
141	Ⅱ	2	(3)③ウ		意見 高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の申請に関しては、事前に税情報を確認し、対象者へ申請書を送付する。また特定入所者介護(介護予防)サービス費の申請があれば介護保険課で税情報や住基情報を確認した上で段階を決定するが、個人情報保護の重要性に鑑み、税情報の閲覧が可能な調査等の事務の範囲を課内担当職員が明確に認識できるように、適切な手段により周知を徹底するよう要望する。	個人情報保護に関する取り扱いについて課内研修を行っている。	今後も課内研修等を行い、適正に業務を遂行していく。
168	Ⅱ	2	(7)③ア(ア)		意見 市は、特別養護老人ホーム・訪問看護ステーション・高齢者住宅整備資金助成事業について、①「保健福祉事業として市は実施していないこと」及び②「第一号保険料を財源とする場合に該当しないこと」から、「介護サービス事業勘定」を設置せず、一般会計において会計処理を行っているということであった。しかし、この事業について、全て保健福祉事業として市が実施していないと言えるのであろうか。 特別養護老人ホームについては指定管理者を指定して「公の施設」の管理を市に代わって実施させている事業である。この指定管理者制度では、指定管理者に対して事業運営や利用許可の権限等が与えられ、代行して「公の施設」の管理を行うものである。ただし、一部の管理については市の責任で直接実施することとなっている。例えば、大規模修繕(30万円以上の修繕)については市が直接、工事請負費等で実施するものである。その場合は、現在の会計区分では一般会計の工事請負費等で実施することとなるため、一般財源(主として市税収入)を財源に実施しているものである。現在、一般会計において一般財源を充当して事業を行っているから(第一号保険料を財源としていないから)、「保健福祉事業」に該当しないという考え方は不自然な論理である。 また、訪問看護ステーションについては、市が直接実施している事業である。当該事業は、後述するが訪問看護事業について市内では民間事業者が存在しなかった制度発足当初の特殊な事情もあり、市が事業を直接実施する意義が高かったことにより、市直営で始められた事業である。そして、現在もその形態で事業が行われているものと考えられる。当該事業についても、一般会計において歳入及び歳出が経理されている。したがって、意識しなければ、訪問看護ステーションの事業に係る収支の状況等について、認識することが極めて難しい状況にある。 さらに、高齢者住宅整備資金助成事業についても一般会計において歳出予算が設定されているが、介護保険制度発足前からの制度であり、規則に基づく助成制度であった。この制度に関連する制度としては、介護保険事業の中で実施されている「住宅改修費支給(要介護1～5対象)」及び「介護予防住宅改修費支給(要支援1・2対象)」が存在する。この事業は介護保険課が介護保険事業として特別会計で実施しているものである。 高齢者福祉課が所管している上記の高齢者住宅整備資金助成事業は、助成対象者や助成対象工事等について、該当するものがほぼ同様である。実際にも、市が作成し市民に配布している「介護保険・高齢者福祉ガイド」の中でも、両制度の紹介箇所ではそれぞれに互いの制度を紹介している。つまり、高齢者住宅整備資金助成事業は、介護保険事業として実施されている「住宅改修費支給」等の上乗せの事業ではないかと考える。 なお、法制度的にこれらの事業について特別会計では整理しない理由を説得的に展開することが求められている。	監査時点と同じ	介護保険法施行令第1条では、介護保険法第115条の47に規定する保健福祉事業として居宅サービス等を運営する市町村は、サービス事業勘定において経理することと規定されている。ここでいう保健福祉事業とは「第一号保険料を財源とする」事業であって、特別養護老人ホーム朋松苑の運営及び訪問看護ステーションは、この事業には該当しないものと判断している。また、高齢者住宅整備資金助成事業については運営形態から介護保険法第43条の規定による「区分支給限度額の上乗せ」により支出することが考えられるが、事業に要する経費の全額を第1号保険料で負担することとなると、第1号保険料の高騰を招く恐れがあることから、市の福祉施策として実施していく。

頁	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
182	Ⅱ 2 (7) ③ エ (イ) a	意見	<p>介護保険課が所管する「住宅改修費支給事業」(特別会計)に対する申請者と高齢者福祉課が所管する「高齢者住宅整備資金助成事業」(一般会計)に対する申請者とは、重複する場合が多い。これら両者の事業における申請書等について、現在は介護保険課と高齢者福祉課は別の事業として実施している関係上、審査や現地調査等はそれぞれ実施しているということであった。しかし、新申請者側の利便性等を考慮すると市側の担当課は可能であれば、ひとつである方が便利である。確かに行政側の事情として、制度の設立の経緯がそれぞれ違っていることは確かである。また、必ずしも支給対象や助成対象が一致するわけでもない。しかし、住宅改修費支給の申請書類とほぼ同一の内容の助成申請書及びその添付書類等を2つの対象課に提出する場面があることを勘案すると、サービス受給者にとっては工事対象がひとつであるにもかかわらず、市への申請行為が2課に対して行うという2度手間的な煩雑さが存在するのも事実である。市担当課に対しては、更なるサービス向上に向けて、縦割り行政的な弊害を率先して解消することも視野に入れて、介護保険課と高齢者福祉課との事業の整理や申請書類の共有化、または、現地調査などの統一化など、合同で検討されることを要望するものである。</p>	<p>監査時点と同じ</p>	<p>二つの事業は介護保険制度と高齢者福祉の市単独の事業であることから、申請書等の書類については、国の会計検査及び市の監査等で原本が必要となること、また、支給対象や助成対象が異なることから申請書等の共有化は難しい。また、介護保険制度の住宅改修は利用者の状況や環境をケアマネジャーが確認し、住宅改修が必要な「理由書」を作成することから介護保険課では現地調査は行っていない。ただし、既に工事を終了した物件を数件抽出して月に1回現地調査を行っている。今後も、高齢者福祉課との情報の共有化及びケアマネジャー等との連携を図る。</p>

頁	項目				区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針	
92	II	1	(2)	②		意見	公営企業会計に分類される介護サービス事業が一般会計の中に存在し、それを地方財政統計の基準に従い区分すると、普通会計からの繰入金が増加されることになる。この普通会計からの繰入も基本的に基準外繰入である。したがって、それぞれの事業の市担当課としては、基準外繰入の存在を明確に認識し、その削減に向けた行動計画などを検討することが求められるものとする。	監査時点と同じ。	特別養護老人ホーム朋松苑に関しては、地方公営企業決算状況調査における基準外繰入金として計上される内容が担当市職員の人件費(0.9人分)及び、市債償還金・利子であるため、削減の余地はほとんどない。
143	II	2	(3)	③	エ	意見	介護相談員について、平成15年の事業開始当初は、推薦により委嘱された者もいるが、その後は公募により選任されている。その公募の状況については、平成20年度は、1次選考(書類)、2次選考(面接)を経て、4名が採用、委嘱された。平成21年においては、公募は実施されず、現任相談員2名の活動終了に伴う補充のため、平成20年度公募時における不合格者で一次選考合格者の中から2名に委嘱している。どのようなタイミングで公募を実施するかなどの採用のルールは特に要綱等では明らかとなっていない。介護相談員の業務等の重要性に鑑みて、介護相談員を採用、委嘱するルールについては明確にしておくよう要望するものである。	平成23年度介護相談員の公募において、募集要項に二次選考で不採用となった者で一定の要件を満たすものを次点者として、急な欠員が生じた場合等公募が難しい場合に意思確認の上採用する可能性があることを明記した。(平成23年4月)	採用の時期、ルールについて要綱に明記するかどうかについては、次回公募までに検討する。
144	II	2	(3)	③	オ	意見	介護相談員の訪問日のお知らせ方法については、毎年4～9月の訪問については3月中旬頃に、10～3月の訪問については9月中旬頃に、各施設へ訪問者の写真付き名前と訪問日の記載されているポスターを配布し、施設側は当該ポスターを施設内に貼り、施設入居者や面会した家族に分かるようにしているということである。しかし、施設内にポスターを貼っているだけでは、なかなか面会に来られない家族には、相談員の訪問日やこのような制度自体認識されていないケースがあるものと考えられる。このように施設内にポスターを掲示してお知らせする手法よりもさらに効果的で効率的な手法を検討する必要がある。例えば、施設から家族への定期的な配布物やホームページ等により告示する手法などである。このような効果的で効率的な周知手法を行うよう、施設側に対しても誘導するような行政対応を採用するよう、要望する。	市のホームページに介護相談員のページを新設し、訪問日を掲示した(平成23年4月)。施設との意見交換会において、家族向けパンフレットの配布への協力を呼びかけた。(平成23年2月)	左記のとおり措置済み。
144	II	2	(3)	③	カ	意見	介護相談員派遣事業は、定期的に施設を訪問し介護相談員自身の「気づき」をサービス向上に役立てたり、施設入居者やその家族から話をきき、サービス利用者と施設の橋渡しをしたりするという、地道ではあるが、サービスの現場やサービスの利用者や直接触れることによる貴重な業務であると考えられる。であればこそ、施設サービス利用者や利用しようとする被保険者に当該業務の存在を十分にお知らせすることは重要である。そうすることにより、施設側の意識を高め、派遣の申し出を促し、結果として施設利用者が公平にサービスを受けられることにも繋がるものと考えられる。今後の課題として、情報発信の効果的なやり方を検討し、当該事業についての市から積極的な情報開示、介護相談員の質を高める研修制度の更なる充実や介護相談員を受け入れている全ての事業所に対する理解の更なる浸透を、市担当課としても更に推し進められることを切に要望する。	平成23年4月に市のホームページに介護相談員のページを新設し、派遣施設の一覧や訪問日を掲示するとともに、平成23年6月より配布の平成23年度介護保険・高齢者福祉ガイドに介護相談員派遣事業概要と受入施設を掲載した。介護相談員・市担当者と受入れ施設との意見交換会の実施(平成23年2月)や施設職員用パンフレットの配布(平成23年3月)、介護相談・地域づくり連絡会が実施する全国介護相談活動事例報告会(平成23年3月)について周知し、参加を募る等し事業所への理解を浸透を図った。また、新設の施設に対しても受入れを働きかけた(平成23年8月)	左記のとおり措置済み。
155	II	2	(5)	③	ア	意見	成年後見制度利用支援事業について、市長申立ての対象者及び助成対象者の管理は個人別の簿冊で行っており、それ以外の書類としては担当者が自ら事務遂行上の資料として作成した資料がある。この担当者作成資料は、予算・決算管理のために作成され、議会資料作成のためにも活用されている。しかし、会計数値との整合性も含めた管理を目的として作成したものではないということであった。当該資料は、成年後見制度が発足した平成12年度以降の申立て及び助成の状況が個人別に集約されたものであり、事業規模や概要を知る上でも管理台帳として有用なものである。申立て件数が増加した場合にも有用となるものであるため、今後は、成年後見制度利用支援事業の管理台帳として、その様式等をより工夫し、会計数値との整合性(立替費用求償の場合の入金額との整合性)を考慮してより有効に活用することができるよう要望する。	資料の中に求償費用の入金日等、必要な項目を加え、過去分の会計数値の確認、入力を進めている。	今後も、左記の作業を進め、管理台帳として活用していく。

頁	項目				区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針	
156	II	2	(5)③	イ		意見	成年後見制度利用支援事業費の予算執行率は、平成21年度が39.6%、平成20年度が42.8%であった。主に、費用助成の執行率及び鑑定料の執行率が低いことが原因であると考えられる。費用助成は要領、要綱等に従って助成の可否判定をした結果であり、また、鑑定料については、鑑定が必要となる件数自体が少なかった結果であると考えられる。市は成年後見制度について、介護保険・高齢者福祉ガイドに掲載するとともに、成年後見制度の利用についてのパンフレットを作成し周知する努力を行っている。利用者の直接の窓口となる包括支援課との連携を図り、さらなる周知・利用の促進が図られることが望まれる。	8月の広報に成年後見利用支援事業について掲載し、周知を図った。また、千葉家庭裁判所市川出張所及び成年後見センター・リーガルサポートに利用支援事業について、要綱等を送付した。	左記のとおり措置済み。今後も引き続き周知に努める。
170	II	2	(7)③	ア	(イ)	意見	特別会計における会計処理を地方自治法の制度のもので実施することが、市民にとって分かり易いかどうか、行政内部の会計制度としても効率性・効果性の面からメリット等があるかどうか等について、十分検討することを望むものである。事業の実施主体としての市担当課の説明責任の観点からは、少なくとも、各事業の収支状況がわかる管理資料を決算時等において作成し、わかり易く市民等に対して公表することが求められているのではないかと考える。	監査時点と同じ。	特別養護老人ホーム朋松苑の収支の公表については、地方公営企業決算状況調査の決算カードを千葉県がホームページ上で公表しているため、本市もホームページでの公表を検討する。
172	II	2	(7)③	イ	(イ) a	意見	「介護サービス事業」の朋松苑分として計上されている基準外繰入金(8,088万円)は、当然には市の歳入歳出決算書上の介護保険事業特別会計の一般会計繰入金には含まれるものではなく、歳入歳出決算書上では明らかにならない収支の状況である。このような基準外繰入を主体とする「介護サービス事業」の「他会計繰入金」についても、行政内部では適正な水準に向かって削減努力を行うことが求められているものと考えられる。一朝一夕にはゼロとすることは不可能に近いが、現在の水準が、他都市と比較してどのような状況にあるのかについても調査し、分析して改善策や目標値を設定して、削減の手法を検討することが必要である。	削減について検討を行った。	特別養護老人ホーム朋松苑に関しては、地方公営企業決算状況調査における基準外繰入金として計上される内容が担当市職員の人件費(0.9人分)及び、市債償還金・利子であるため、調査の規定上、削減の余地はほとんどない。
173	II	2	(7)③	イ	(イ) b (a)	監査結果	朋松苑の建物等の公有財産台帳を調査したところ、朋松苑の台帳管理が高齢者福祉課に引き継がれた際に、当該公有財産台帳に建設費の金額が記載されていないことがわかった。管財課が保管する「財産カード」(財産台帳)等の金額は、建築工事費だけではなく、工事監理費、水道負担金及び植栽工事費を含めた金額であり、過大な「取得価格」となっている。公の施設の財産管理者である高齢者福祉課では、公有財産台帳を報告書に示した数値に整備すべきである。	平成23年5月11日、指摘のとおり記載した。	左記のとおり措置済み。
175	II	2	(7)③	イ	(イ) b (b)	意見	市はこれまで指定管理者から朋松苑の「減価償却相当額」を賃料相当額として収入してきたが、過少な年間償却費相当額を求めてしまっている。この金額相当分は、過去において実際には特別養護老人ホーム朋松苑の運営事業者に対して請求をしていなかったため、遡及で請求することは難しいものと考えられるが、これからの事業のあり方の見直しの際に、主要な議題として交渉すべき事項のひとつに位置づけられたい。	監査時点と同じ	平成28年度からの次期指定管理者の指定に向けて検討を行う。
177	II	2	(7)③	イ	(イ) b (b)	意見	市担当課としては、指定管理者が提供するサービスの量と質について、モニタリングを十分に行い、提案内容との照合を実施し、現在、指定管理者が負担している金額の水準の妥当性を客観的に検証する必要性が高いものとする。その検証・事業評価の際には、近隣他都市の同様な事例比較なども、有効なデータのひとつとなる。	現在、指定管理者のモニタリングを行っている。(監査時点と同じ。ただし、平成18年度から平成22年度までで一旦指定期間が終了し、平成23年度から新たな指定の期間となっている。)	モニタリングの結果も踏まえ、平成28年度からの次期指定管理者の指定に向けて検討を行う。
182	II	2	(7)③	エ	(イ) a	意見	介護保険課が所管する「住宅改修費支給事業」(特別会計)に対する申請者と高齢者福祉課が所管する「高齢者住宅整備資金助成事業」(一般会計)に対する申請者とは、重複するケースが多い。これら両者の事業における申請書等について、現在は介護保険課と高齢者福祉課は別の事業として実施している関係上、審査や現地調査等はそれぞれ実施しているということであった。しかし、新申請者側の利便性等を考慮すると市側の担当課は可能であれば、ひとつである方が便利である。確かに行政側の事情として、制度の設立の経緯がそれぞれ違っていることは確かである。また、必ずしも支給対象や助成対象が一致するわけでもない。しかし、住宅改修費支給の申請書類とほぼ同一の内容の助成申請書及びその添付書類等を2つの対象課に提出する必要があることを勘案すると、サービス受給者にとっては工事対象がひとつであるにもかかわらず、市への申請行為が2課に対して行うという2度手間な煩雑さが存在するのも事実である。市担当課に対しては、更なるサービス向上に向けて、縦割り行政的な弊害を率先して解消することも視野に入れて、介護保険課と高齢者福祉課との事業の整理や申請書類の共有化、または、現地調査などの統一化など、合同で検討されることを要望するものである。	監査時点と同じ。	二つの事業は、介護保険制度と市単独の事業であることから、申請書等の書類については、国の会計検査及び市の監査等で原本が必要となること、また、支給対象や助成対象が異なることから申請書類の共有化は難しく、現地調査についても、より適正な助成を実施するために市独自の「高齢者住宅整備資金助成事業」のみを行っているものであるため統一化は困難であるが、申請手続きについて本人以外のケアマネジャー等からも受け付けるなど、引き続き事業のサービス向上に取り組む。

頁	項目						区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針	
184	Ⅱ	2	(7)	③	エ	(イ)	b	意見	高齢者住宅整備資金貸付費の事業の執行率は低い。連帯保証人の条件によることもあるかもしれないが、同様な工事であれば貸付による資金調達よりも、助成制度の利用を考えるの方が自然な思考である。この貸付制度の低い執行率を検討した時に、毎年度、1,500万円もの予算額を当該貸付事業に割り当てるのが合理的なものであるかどうか強い疑問を持つものである。そのような予算の割当は、予算段階での経済資源の最適な配分には程遠いものと判断する。したがって、当該貸付事業の必要性を貸付側と借入側から多角的に検討し、適正な予算額がどの程度であるのかについて検討されることを要望する。	平成23年度の予算額は13,000千円を計上した。	限られた財源の中、予算の執行状況等を十分に踏まえたうえで適正な予算額を見込むとともに、必要としている者が当該貸付事業を有効に利用できるよう、周知に努めていく。
184	Ⅱ	2	(7)	③	エ	(イ)	c	意見	高齢者住宅整備資金助成の個別事例について、サンプルにより抽出して申請内容等の適正性を検証したところ、両制度とも助成対象及び支給対象に含まれていない居間を寝室としている事例について、根拠となる記述が介護保険事業の支給申請書の添付資料の中のみであった。実際に助成金の申請に際して「寝室」＝「居室」という適正な助成対象に対して、居間を寝室代わりにしていることの確認をどの程度実施しているのか、または説明者の主張の合理性をどのように確認すべきであるかなどについて、判断基準を明確にすべきである。このようなイレギュラーな事例について、工事費全額を助成の範囲内で認めるのか、それとも使用実績で按分するのかなど、様々な角度から、制度のより適正な運用のためにも、検討を行うことを要望する。	現在においても、基準に基づき事前検査及び完了検査を行うことにより、イレギュラーな工事についても個別に詳細にわたり確認作業を行い、助成額を決定している。	今後このようなケースにおいては、完了検査時に寝室であることの確認をした旨を報告に加えるなどの対応を図る。
185	Ⅱ	2	(7)	③	エ	(イ)	c	意見	高齢者住宅整備資金助成制度では、助成等対象工事について工事業者1社からの見積書があれば問題ないものとして、申請書を受け付けている。対象となる住宅改修工事金額そのものの適正性について、確認が不十分であると考え。当該助成及び支給制度のより適正な運用のためにも、対象工事の見積書は2社以上からの見積書の提出を義務付けることも検討されるよう要望する。	監査時点と同じ。	2社以上の見積書の提出の義務付けは高齢者の負担を増やすことにもつながり、実際には工事を発注しない業者の見積もりまで義務化することから、現状は困難であるが、申請者の方へはきめ細やかな説明を行う。

頁	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
92	II 1 (2) ②	意見	地方財政統計の中で「介護サービス事業勘定」で整理されている指定介護予防支援事業者として行う予防給付のケアマネジメント等は、「サービス収入」で歳出を賄えない部分を普通会計から繰り入れている。また、公営企業会計に分類される介護サービス事業が一般会計の中に存在し、それを地方財政統計の基準に従い区分すると、普通会計からの繰入金が増えることになる。この普通会計からの繰入も基本的に基準外繰入である。したがって、それぞれの事業の市担当課としては、基準外繰入の存在を明確に認識し、その削減に向けた行動計画などを検討することが求められるものと考えられる。	削減について検討を行った。	「地方公営企業決算状況調査」における基準外繰入金として計上されるのは、市職員人件費が約9割及び業務上の消耗機材費等であるため、削減の余地はほとんどない。
160	II 2 (6) ③ ア	意見	特定高齢者把握調査業務において、事業開始時に事業者に対して使用した「高齢者世帯状況調査Q&A」にあるQ&Aと異なる対応の事例があり、効率的で効果的な調査の実施になるものと考えられるため、見直しを行うよう要望する。	「高齢者世帯状況調査Q&A」の改訂を行い、今年度より導入している。具体的には、訪問時の不在対応として近所に聞くことを望ましい対応として位置付けた。(平成23年4月)	左記のとおり措置済み。
161	II 2 (6) ③ イ	意見	「高齢者の状況把握調査票」のうち、「調査項目等」の中の「1. 把握不能理由」の欄に「7. その他」の項目があるが、一定の定型化された回答のパターンが定着しつつあることから、このような項目を検討する価値は高いものと考えられる。また、これら把握が不可能であった一定の詳細な回答を集計し分析することで、今後の特定高齢者把握事業調査におけるより高い原因分析が、包括支援課の中でも実施ができるようになると期待されるため、上記のような内容で「7. その他」欄で定型化された回答を項目化することを検討されるよう要望する。	状況把握調査票の改訂を行い、状況把握ができなかった定型化された理由の項目数を増やした。(平成23年4月)	左記のとおり措置済み。
162	II 2 (6) ③ ウ	意見	福祉サービス公社と随意契約している特定高齢者把握調査業務委託について、福祉サービス公社が、当該把握調査業務について「公益目的事業」として位置づけを行っていることから、「公益」としての「付加価値」をどのように付与しているのか、また、当該把握調査業務の発注方法について、福祉サービス公社が「公益」としての「付加価値」をどのように提案することができるのかと問われるものと考えられる。そこで、当該把握調査業務の発注方法をみると、仕様書による発注方式であり、受託者の創意工夫を特段、期待するものではないと考えられる。しかし、目指すべき公益法人として福祉サービス公社が有している業務遂行上の付加価値を引き出すために、当然に実施すべき業務水準に加えて、何らかの付加価値を提案させる等の工夫が、発注側にも必要である。具体的には、仕様書の中に「その他、受託者が業務遂行の面で有益と考える事項を提案として受け、両者協議のうえ業務内容に含めるものとする」などの文言を付加することである。同じような事例として、指定管理者候補者の選定やPFI事業者の選定時点で採用される事業者提案の受入と協議などでも、このような事業者提案を求める制度が存在する。そうすることで、公社にとって当該調査業務は単なる調査業務ではなく、「公益」としての「付加価値」を付与することが可能となり、「公益目的事業」としての性格付けを行いやすい環境が整えられるものと考えられる。市担当課としても、仕様書での発注であっても、一部事業者からの提案を受け入れることが可能な契約手法に変更することを検討されるよう要望する。	仕様書に「受託者は業務を遂行するうえで、より効率的かつ有益となる方法を提案し、発注者と協議のうえ業務を進めるものとする。」事項を追加し、調査対象者の不在時の対応について提案を受けた。(平成23年4月)	左記のとおり措置済み。
164	II 2 (6) ③ エ	意見	特定高齢者把握調査業務委託の積算内容について、契約期間と調査実施期間についての不整合性については見直す必要があるものと認識できるため、市担当課としても不必要な契約期間のあり方を見直されるよう要望するものである。しかし、実質的な把握調査業務の期間(約6か月間)に対する人件費の積算(人工割合0.25)の適切性についてもまた、見直しが必要であると考えられる。さらに、当該把握調査業務に従事する職員及び調査員に係る「給料」、「手当」、「福利厚生費」及び「賃金」の単価について、当時の給与表を基に算出されたものであり、しかも、毎年度同一の単価を使用しているということであった。このような金額設定と毎年度同一の金額を使用し続けることに合理性が見いだせないことから、市担当課として早急に人件費単価の積算についても、見直されるよう要望する。	契約期間については、当初の調査準備期間10日、調査期間6か月及び業務報告提出期限1か月とし、契約期間を4月21日から11月30日とした。設計図書の給与等の積算基礎は、市の給与表及び料率を適用し、前年度までの積算方法を改訂した。(平成23年4月)	左記のとおり措置済み。
165	II 2 (6) ③ オ	監査結果	特定高齢者把握調査業務委託の月次の調査報告書に対して、市担当課は、重要な記載漏れの指摘やこの期間に13件もの「調査不要の電話あり」の項目が発生したのかについての原因の問い合わせ、また、実際に調査自体を実施したのかどうかの信頼性の検証等を行うべきであった。監査過程での指摘に対して既に市担当課は、福祉サービス公社に対して調査報告書の再提出を求めている。前述のような疑問に対する回答を早急に把握することが必要であり、その検証体制を再度構築されたい。	状況把握調査票の記入漏れについては、委託事業者が使用する帳票と市が指定する状況把握調査票への転記作業時に生じたものであるため、委託事業者が使用した帳票の写しの提出を義務付け、別途事業報告として提出された市指定の状況把握調査票と突合作業を行う。なお、突合作業を含めた検証作業は、事業のメイン担当とサブ担当とのダブルチェックを行い検証精度の確保に努める。(平成23年4月)	左記のとおり措置済み。

頁	項目			区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
170	Ⅱ	2	(7)③ア(イ)	意見	特別会計における会計処理を地方自治法の制度のもので実施することが、市民にとって分かり易いかどうか、行政内部の会計制度としても効率性・効果性の面からメリット等があるかどうか等について、十分検討することを望むものである。事業の実施主体としての市担当課の説明責任の観点からは、少なくとも、各事業の収支状況がわかる管理資料を決算時等において作成し、わかり易く市民等に対して公表することが求められているのではないかと考える。	監査時点と同じ。	本市の訪問看護ステーションの収支の公表については、「地方公営企業決算状況調査」の決算カードを千葉県がホームページ上で公表しているため、本市もホームページでの公表を検討する。
180	Ⅱ	2	(7)③ウ(イ) a	意見	訪問看護ステーションは、直営であるが単独の施設において事業を行っているわけではないために、その費用構造は職員給与費が主たるものである。訪問看護ステーションの事業に伴う収入のうち、介護サービス料金収入では総費用を賅えないため、普通会計からの繰入金を毎年度受け入れていることがわかる。このような基準外繰入を主体とする「介護サービス事業」の「他会計繰入金」についても、行政内部では適正な水準に向かって削減努力を行うことが求められているものとする。一朝一夕にはゼロとすることは不可能に近いが、現在の水準が、他都市と比較してどのような状況にあるのかについても調査し、分析して改善策や目標値を設定して、削減の手法を検討することが必要である。	監査時点と同じ。	平成24年4月の介護保険法の改正メニューで「短時間の定期巡回・随時対応型の訪問看護介護」が24時間体制で実施されるなど、居宅要介護者支援の充実が図られることとなるが、参加する事業者や利用状況等を考察し、市訪問看護ステーションの在り方等について研究していきたい。
181	Ⅱ	2	(7)③ウ(イ) b	意見	民間施設の増加やサービス内容の相違などにより、市直営での訪問看護ステーションの役割及び意義を精査する必要がある。監査の過程で、直接、市担当課や訪問看護ステーションに対して質問したが、市内部では特に議論の対象には挙がっていないということであった。しかし、市担当課に対しては、市内の訪問看護の需要と供給についての分析と市直営の訪問看護ステーションが今後、果たしていく役割と期待を整理して、効果的で効率的な訪問看護のあり方を市担当課としても検討するよう要望する。	市内訪問看護ステーション数はH23.4.1現在15事業所である。市内外病院からの退院患者を網羅することは困難であることもあり、訪問看護の必要な人数は正確に把握することは困難である。また、現在介護保険利用者で医療的見地から訪問看護を必要とする者であっても、福祉職のケアマネジャーが訪問看護サービスにつなげられないということが全国的な社会的課題として取り上げられている。	平成24年4月の介護保険法の改正メニューで「短時間の定期巡回・随時対応型の訪問看護介護」が24時間体制で実施されるなど、居宅要介護者支援の充実が図られることとなるが、参加する事業者や利用状況等を考察し、市訪問看護ステーションの在り方等について研究していきたい。
187	Ⅱ	2	(8)③	意見	地域包括支援センターは、今後、基本チェックリストのみで特定高齢者を把握することが可能となり、介護予防事業参加対象者の把握までに要する過程が簡素化された。それにより介護予防事業への参加者の増大が期待できる。また、地域支援事業実施要綱の改正により、介護予防ケアプラン等を作成することも任意になり、地域包括支援センターの業務も、本来の総合的な相談業務等に時間を割くことができるようになるということであった。保健師等の判断により、介護予防ケアプランの作成等を行うかどうかを決定することができるということであるが、当該保健師等の判断の公平性または効率性等のためにも、一定の判断基準を設定するかどうかについて、検討することが重要ではないかと考える。	介護予防ケアプランの作成が必要と判断する過程は、利用者の参加申込時に地域包括支援センターの保健師等が市で作成した「参加者の日常生活状況調査」や国が作成した「参加にあたり医療受診の必要があるか否かをチェックするシート」を使い職員の共通理解のもと実施している。また、必要に応じ保健師による問診及び保健指導並びに医療受診勧奨を実施している。(平成23年4月)	左記のとおり措置済み。
189	Ⅱ	2	(8)③	意見	24の在宅介護支援センターの事業者に対する業務委託の見積内訳等について、従来からの手法を見直す必要があると考えられる事例があった。それらの改善項目について市担当は早急に検討し、来年度からの業務委託契約にその改善内容を反映されるよう要望する。	今年度の入札説明会において、本市の設計図書項目及び積算根拠等について説明し入札を行った。また、6月に全ての在宅介護支援センターを訪問し、事業所の賃料や設備及び職員配置等の状況について調査・ヒアリングを行った。(平成23年3月)	左記の実施結果を次年度以降の仕様に反映させる予定。(平成23年10月)

頁	項目			区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針
189	Ⅱ	2	(8)③ア	意見	事業者から提出を受ける「見積内訳」について、結果としてその予定価格に多くの事業者が合わせるような形で、人件費や経費項目を作成している。このような資料の提出が、あたかも形式的な手続と化しているようにも見える状況である。特に、宮本在宅介護支援センターの人件費の内訳については、給料と手当の金額が通常考えられない割合で記載されている。市担当課としては、全ての項目について、事業者実績とその区分経理の根拠等を提出させて、「見積内訳」の適正性を評価する必要がある。	今年度の入札説明会において、本市の設計図書項目及び積算根拠等について説明し入札を行った。(平成23年3月)在宅介護支援センターの委託法人は、社会福祉法人12、医療法人8、株式1となっており、法人内での異動や雇用形態(専従、兼務、ワークシェアリング等)によって見積内訳が年度により異なる。今後は、予算要求時に新年度の職員配置(予定)に基づき見積を徴収し、適正化について検証する予定。	左記の検証を平成23年10月に行う予定。
189	Ⅱ	2	(8)③イ	意見	「乙号単価表」に含まれる「職員諸手当」の積算項目のうち、「賞与」の積算が、職員「職員俸給」に対して「5月」として積算されている。給与実態調査等を参考に、現実的な月数への見直しを要望する。	市の給与表に基づき賞与等の積算をした。(平成23年3月)	左記のとおり措置済み。
189	Ⅱ	2	(8)③ウ	意見	「実態把握及び介護予防教室」に係る業務委託に当たって、平成12年度から使用している単価を現在も使用している。当該業務実績のうち、実際に業務を行うことにより費やされた費用を集計した内訳書等の報告を受けて、市担当課は主体的に業務委託単価を見直す必要があるものとする。	実態把握及び介護予防教室の契約単価は、過去の契約実績により予算措置をしている。また、実際に業務を行うことにより費やされた費用を集計した内訳書等の報告については、対応案件により従事者数や費やす時間が異なるため人工計算による新たな積算は今後の研究課題としたい。	次年度予算に向けて研究する。(平成23年10月)

頁	項目			区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針	
193	Ⅲ	1	(1)		意見	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の収入項目の予算化については、当該貸付の需要や資金残高の動向等を勘案して判断しているということであった。そうであれば、より効率的で、効果的な「一般会計繰入金」等の予算の設定努める必要があり、予算設定のルール化を検討することを要望する。すなわち、母子寡婦福祉資金貸付の市及び国の負担割合は、1:2というルールがあるが、具体的にはどのような場合に「一般会計繰入金」の収入や「母子寡婦福祉資金貸付金事業債」の発行が予定されるのかをルール化することが重要である。	監査時点と同じ。平成23年度は繰越金が多額(約3700万円)のため、一般会計繰入金は事務費分のみとし、貸付金事業債は起債していない。	今後、起債するにあたっては、報告書の算定ルールを参考とする。
197	Ⅲ	1	(2)		意見	市担当課は、当該福祉資金貸付金の貸付審査等に当たり、上記の目標が達成されるかどうかを重要な目標として実施していることが、監査の過程でわかった。例えば、修学資金貸付金の貸付審査に際して、母による貸付申請に対して連帯債務者としての子どもにも同席を求め、修学資金貸付の趣旨等を意識付けすることを実施しているということであった。このような貸付金の審査段階での取組みは十分に評価されるべきものと考えられる。これに対して例えば、修学資金の貸付後、毎年度「在学証明書」を提出させるだけでなく、修学資金が効果的に使用されているかどうか、また、子どもの就学状況が順調であるかどうかなどを、定期的にヒヤリングするなどである。このような継続的なモニタリングにより、子どもへの意識付け等を効果的に実施することができ、母子家庭等の自立支援に寄与するものと考えられる。現在の限られた人員で効率的にこのようなモニタリングなどが実施できる方法を検討されることを要望する。	報告書の意見をふまえ、修学資金が効果的に使用されたかどうかを確認し、併せて今後の償還指導に役立てるための「卒業後進路アンケート調査」を、平成23年9月に実施した。また、自立支援員による母子相談業務と併せて、貸付を受けた子の就学状況が順調であるかどうかの電話ヒヤリングを随時行うこととした。	左記のとおり措置済み。
209	Ⅲ	2	(1)③	ア	意見	母子寡婦福祉資金貸付に係る申請の添付書類として、住民税の納税証明書の提出も義務付けている。また、国民健康保険料や介護保険料の納付状況については、申請者本人からの聞き取りにより確認している。このような添付書類の提出及び聞き取り等による情報収集は、申請者の生活状況や返済能力等を判断するために行われるものである。当該貸付は福祉を目的とする制度の趣旨から、貸付金額が多額である場合でも不動産の担保設定も実施できないため、申請者本人等に対する審査が最も重要である。今後は貸付申請時点で申請者本人の同意を得るなどして、市が保有する申請者本人に係る各種使用料手数料等の納付状況に関するデータを閲覧する等の方策も検討されるよう要望する。	監査時点と同じ。申請者本人の生活状況や返済能力を確認するため、詳細な聞き取りを行うと共に、各種必要書類の提出を求め、慎重に審査を行っている。	本人からの必要資料提出を原則とするが、場合により、本人の同意を得て市役所他課へ照会することも、今後検討する。
210	Ⅲ	2	(1)③	イ	意見	適正な貸付を確認するためにも、在学を適時に確認することは重要である。そのために、毎年1回は在学証明書の提出を借受人に義務付けているが、継続貸付の場合には、貸付実行前に在学証明書の提出を受けることは事務処理上困難なことである。しかし、仮に退学等の事実があった場合には、その事実を可能な限り早期に把握して貸付金を停止する必要がある。そのためには、在学中の学校等へ直接に在籍の事実を確認することが可能な方策を検討されるよう要望する。例えば、在学証明書の提出があらかじめ定められた一定期限より遅れた場合には直接確認することができる旨の承諾を、貸付時に借受人から文書により提出を受ける等の方策が考えられる。また、学校等の種類により在学証明書の発行時期の違いなどを調査して、その結果に基づき、可能な限り早期の提出期限を設けて、在学の事実を確認できるような運用を徹底されるよう要望する。	監査時点と同じ。在学証明書を提出期限までに提出しない者に対し、直ちに全件電話督促を行い、可能な限り早期に、確実に在学確認を行っている。	本人からの在学証明書提出を原則とするが、場合により、本人の同意を得て学校へ照会することも、今後検討する。
210	Ⅲ	2	(1)③	ウ	意見	連帯保証人に対する意思の確認は、平成15年度に当該貸付事業が市へ移管された後は的確に実施している。一方で、平成15年度以前の貸付債権の中には連帯保証人としての意識が薄いものも存在する。このような実態を十分に考慮した上で、連帯保証人に対する請求を行う手続きをより明確にし、公平性の面で問題がないように、早期の滞留段階で、連帯保証人に対する請求を行うことを検討されるよう要望する。	これまで母子への督促を優先してきたため、長期間連絡をとらず転居先不明の連帯保証人も少なくない現状であり、住民票等の公用請求による住所確認調査を平成23年4月から順次進めている。	住所調査を終えた後に、連帯保証人への請求を積極的に実施していく予定。
214	Ⅲ	2	(2)③	ア	意見	収入未済については、借受人、連帯債務者及び連帯保証人に関する特殊事情を的確に把握し、徴収可能な債権の評価を行い、費用対効果の観点から優先すべき債権を仕訳するなどして、収納率向上を図ることも検討すべきである。現在、市税や保育料等の延滞債権の一部について、債権回収対策室が当該債権の回収を効果的に実施している。児童家庭課においても、債権回収対策室と連携を図り、滞納債権の一部移譲を行う仕組みを検討することを要望する。	監査時点と同じ。	平成23年9月に制定された債権管理条例により、本貸付金の債権についても「非強制徴収債権」として、強制執行等の措置についての義務が定められたことから、高額滞納者、納付誠意のないなど一定の条件に該当する者については、債権管理課へ移管者として情報を提供し、債権管理課において、納付交渉、保証人に対する履行請求、支払訴訟の提起等を行うこととなる。今後も債権管理課と密に連携をとり、債権回収に取り組む。

頁	項目				区分	報告書記載事項	現在の状況 (特記がない場合、平成23年7月1日現在)	今後の方針	
214	Ⅲ	2	(2)	③	ア	意見	債権管理に係る不納欠損制度については、地方自治法第236条第1項及び第2項に、金銭債権の消滅時効の規定がある。その点、当該貸付制度では時効の援用がない限り不納欠損処理ができないという現状がある。しかし、債権を放棄するためであれば、滞留債権ごとに債権放棄の要件が整った場合に、議会に債権放棄の議案を提出することがひとつの方法として考えられる。また、債権管理条例などを設定して、債権管理の基準を明確に定め、滞納債権の管理を適正化することが求められる。そのためには市税等他の担当部門と連携を密にして、今後の対策を検討するよう要望する。また、今後、弁護士等の専門家の意見も聴き、連帯債務者や連帯保証人に対する早期の債務履行請求や適切な法的措置を検討する必要がある。	監査時点と同じ。これまで不納欠損、法的措置等を行った事例はない。	必要に応じ、ケースごとに個別に検討する。
215	Ⅲ	2	(2)	③	イ	意見	滞納金の徴収については償還協力員による戸別訪問徴収を実施している。効果的な徴収等のためには、戸別徴収訪問は必要であり、一定の成果を上げてはいるが、大きく徴収率の向上には貢献していない。戸別訪問徴収を実施するうえで、事前の情報収集を十分に実施し、その調査結果に基づいて訪問方法・日時等について検討することを要望する。これまで償還協力員が行ってきた債権回収のノウハウや福祉的な効果も期待される職員による臨戸徴収の手法をマニュアル等にまとめるなどして、効率的で効果的な徴収を目指すことを期待する。また、戸別訪問徴収の方法に係る要領等を見直すと共に、適切な年間計画を策定することを要望する。また、電話による滞納者への催告の実施については、母子自立支援員等とも協力して、一定の時期に集中して電話で催告するなど、効果の高い手法を検討されるよう要望する。	監査時点と同じ。計画的、継続的に手紙、電話、訪問等による督促を実施し、滞納解消に努めている。	より効率的、効果的な徴収を目指し、報告書の意見を参考に、さらに滞納解消策に取り組む方針。